

議案第76号

矢巾町行政区設置条例の制定について

矢巾町行政区設置条例を次のように制定する。

令和5年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 矢巾町行政区設置条例

(設置)

第1条 町行政の円滑な運営と効率的な行政事務の執行を図るため区域を定め、その区域に行政区を設置する。

(名称及び区域)

第2条 行政区の名称は別表のとおりとし、その区域は町長が別に定める。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

行政区名					
高田1区	高田2区	高田3区	藤沢1区	藤沢2区	西徳田1区
西徳田2区	東徳田1区	東徳田2区	間野々	土橋	北郡山
上赤林	下赤林	南昌	広宮沢1区	広宮沢2区	流通センター
城内	南煙山	煙山	矢次	下北	新田1区
新田2区	矢巾1区	矢巾2区	矢巾3区	南矢幅1区	南矢幅2区
南矢幅3区	南矢幅4区	南矢幅5区	南矢幅6区	南矢幅7区	南矢幅8区
南矢幅9区	南矢幅10区	和味	館前	桜屋	岩清水
室岡	太田	白沢			

議案第77号

矢巾町税条例の一部を改正する条例について

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町税条例の一部を改正する条例

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第134条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第134条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第128条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第130条第1項第3号の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第128条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た</p>

第134条の4 [略]

[新設]

額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第130条第2項第3号の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第128条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第130条第3項第3号の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第134条の4 [略]

(出産被保険者に係る届出)

第134条の5 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、[ ] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(国民健康保険税に係る適用区分)

第2条 この条例による改正後の矢巾町税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第78号

矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について

矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例

矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（多機能端末機又は窓口専用端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第13条の2 被登録者は、自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用できるものに限る。）を使用して多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）又は町長が指定する窓口専用端末機に必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>（多機能端末機又は窓口専用端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第13条の2 被登録者は、自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を利用できるものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用できるものに限る。）を使用して、多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）又は町長が指定する窓口専用端末機に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>
<p>備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2の改正規定中「に限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用できるものに限る。）」を加える部分は、規則で定める日から施行する。

議案第79号

矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について

矢巾町民総合体育館条例（昭和53年矢巾町条例第22号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例

矢巾町民総合体育館条例（昭和53年矢巾町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用時間)</p> <p>第6条 体育館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。 ただし、<u>町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>[新設]</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第6条 体育館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。 ただし、<u>トレーニング室の使用時間は、午後10時30分までとすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第80号

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特</p>

例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年9月16日から適用する。

議案第 8 1 号

矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例（令和元年矢巾町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 12 月 5 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例（令和元年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勧告に係る事前手続)</p> <p>第6条 町長は、<u>法第14条第2項</u>の規定による勧告をしようとする場合においては、当該特定空家等の所有者等に対し、同条第1項の規定による必要な措置ができない事由を述べる機会をあらかじめ与えるものとする。</p> <p>2 町長は、<u>法第14条第2項</u>の規定による勧告をする場合においては、前項の事由の内容を勘案し、必要に応じ相当の期間を設けるものとする。</p>	<p>(勧告に係る事前手続)</p> <p>第6条 町長は、<u>法第22条第2項</u>の規定による勧告をしようとする場合においては、当該特定空家等の所有者等に対し、同条第1項の規定による必要な措置ができない事由を述べる機会をあらかじめ与えるものとする。</p> <p>2 町長は、<u>法第22条第2項</u>の規定による勧告をする場合においては、前項の事由の内容を勘案し、必要に応じ相当の期間を設けるものとする。</p>
<p>備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年12月13日から施行する。

説明資料

令和5年矢巾町議会定例会12月会議  
提出議案の条例に係る概要説明

<b>1 議案第76号</b>
矢巾町行政区設置条例
<b>2 改正の根拠</b>
行政区長制度の廃止に伴い、「行政区長に関する規則」を廃止することから、新たに行政区設置に関する条例を制定するものである。
<b>3 主な内容</b>
「町行政の円滑な運営と効率的な行政事務の執行を図るため区域を定め、その区域に行政区を設置する」こととし、現行の藤沢行政区を藤沢1区、藤沢2区に再編し、現行の南矢幅2区及び南矢幅5区を南矢幅2区、南矢幅5区、南矢幅8区、南矢幅9区、南矢幅10区に再編し、町内の行政区を45行政区と定めるものである。
<b>4 施行期日等</b>
令和6年4月1日

<b>1 議案第77号</b>
矢巾町税条例の一部を改正する条例
<b>2 改正の根拠</b>
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、子育て世代の負担軽減、次世代育成の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税を減額する規定が地方税法に盛り込まれたことから、所要の改正を行うものである。
<b>3 主な内容</b>
出産をする国民健康保険被保険者に係る保険税の所得割額及び被保険者均等割額について、単胎妊娠の場合は産前産後4か月相当額を、多胎妊娠の場合は産前産後6か月相当額をそれぞれ減額するものである。
<b>4 施行期日等</b>
令和6年1月1日から施行し、令和6年1月分の保険税から適用

<b>1 議案第78号</b>
矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例
<b>2 改正の根拠</b>
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定の施行に伴い改正される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律において、利用者証明用電子証明書が個人番号カード用利用者証明用電子証明書と移動端末設備用利用者証明用電子証明書にそれぞれ規定が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。
<b>3 主な内容</b>
これまで印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで交付を受ける際は、利用者証明用電子証明書が登録された個人番号カードを使用する必要があったが、法改正によりこれまでの利用者証明用電子証明書が個人番号カード用利用者証明用電子証明書になり、さらに新たに移動端末設備（スマートフォン）に登録する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が創設されたことから、本町においても移動用端末設備用利用者証明用電子証明書を搭載したスマートフォンで印鑑証明書を交付できるようにするもの。
<b>4 施行期日等</b>
公布の日から施行。ただし、第13条の2の改正規定中「に限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用できるものに限る。）」を加える部分は、規則で定める日から施行

<b>1 議案第79号</b>
矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例
<b>2 改正の根拠</b>
矢巾町民総合体育館のトレーニング室の利用者の利便性と施設利用の促進を図るため、使用時間を延長することについて、所要の改正を行うものである。
<b>3 主な内容</b>
トレーニング室の使用時間を現行の「午前9時から午後9時まで」を「午前9時から午後10時30分まで」に延長するものである。
<b>4 施行期日等</b>
令和6年4月1日

<b>1 議案第80号</b>
矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
<b>2 改正の根拠</b>
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。
<b>3 主な内容</b>
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に規定している特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の読替規定の内容が一部見直しされたことに伴う改正である。
<b>4 施行期日等</b>
公布の日から施行し、令和5年9月16日から適用

<b>1 議案第81号</b>
矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例
<b>2 改正の根拠</b>
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。
<b>3 主な内容</b>
空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例において引用する条項が繰り下げとなることに伴う改正である。
<b>4 施行期日等</b>
令和5年12月13日

## 議案第82号

矢巾町立德田児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求める  
ことについて

矢巾町立德田児童館に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律  
第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
矢巾町立德田児童館
- 2 指定管理者となるもの
- 3 指定期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 議案第 8 3 号

矢巾町立煙山児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求める  
ことについて

矢巾町立煙山児童館に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律  
第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
矢巾町立煙山児童館
- 2 指定管理者となるもの
- 3 指定期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年12月5日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 8 4 号

矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求める  
ことについて

矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律  
第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
矢巾町立不動児童館
- 2 指定管理者となるもの
- 3 指定期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年12月5日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造



議案第 8 6 号

矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
矢巾斎苑
- 2 指定管理者となるもの
- 3 指定期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 議案第 87 号

矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
矢巾町国民保養センター  
矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター  
矢巾町屋内ゲートボール場  
矢巾町屋外ゲートボール場
- 2 指定管理者となるもの
- 3 指定期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 5 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 88 号

矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求める  
ことについて

矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
矢巾町営キャンプ場
- 2 指定管理者となるもの
- 3 指定期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 5 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第89号

矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
矢巾勤労者共同福祉センター
- 2 指定管理者となるもの
- 3 指定期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造